

訪問介護サービス等移動費支援事業のご案内

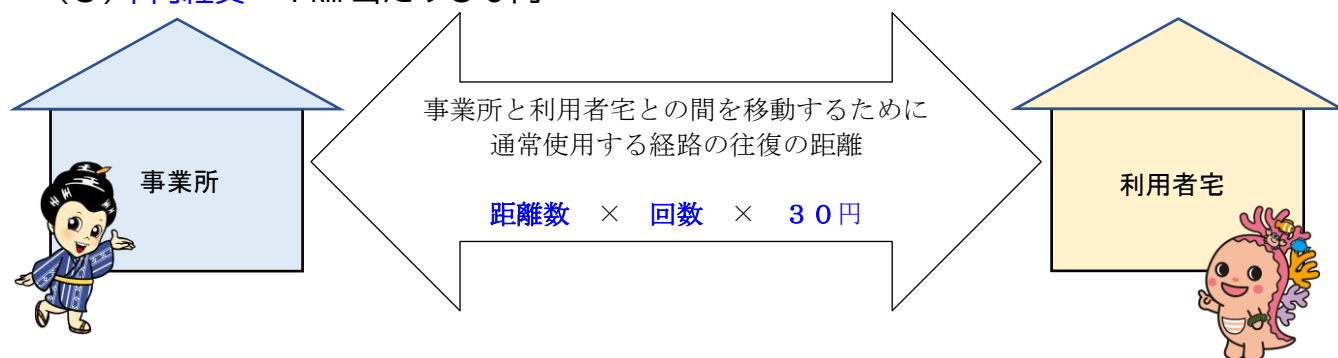
村内の利用者に対し、居宅サービス計画等にもとづき訪問介護サービス等を提供した場合に、当該訪問介護事業所に対し移動費の支援を行います。

対象となる経費

- ・訪問介護事業所と利用者宅との往復の距離(事業所と利用者宅との間を移動するために通常使用する経路の往復の距離。)

支 援 額

- ・支援額 = 距離数 × 回数 × 30円
- (1) 距離数 = 訪問介護事業所と利用者宅との往復の距離(1 km 未満切り捨て)
- (2) 回数 = 居宅サービス計画等にもとづき訪問介護事業所が訪問介護サービス等を提供した回数
- (3) 車両経費 = 1 km 当たり 30円



そ の 他 条 件

- ・利用者は、本村に居住し、住民登録しており、かつ、介護認定済み被保険者または事業対象者であること。
- ・利用者から交通費を受領していないこと。
- ・令和7年4月1日以降に実施された居宅介護サービス等であること。
- ・その他詳細は「恩納村訪問介護サービス等移動費支援事業実施要綱」をご確認いただくか、下記高齢者福祉係までお問合せください。

申 請 方 法

- ・訪問介護事業所が月まとめで、請求書及び内訳明細書、その他必要書類とともに担当課へ申請してください。
- ・担当課にて審査後、決定通知書を送付し、指定口座へ支援額を振り込みます。

申請受付窓口
お問合せ先

恩納村役場 福祉課 高齢者福祉係
TEL:098-966-1207